商業地等(住宅用地以外の宅地等)の 固定資産税・都市計画税の負担調整措置が継続されます

令和6年度の地方税法の改正により、商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置については、令和8年度まで現行の制度が継続されます。

商業地等の固定資産税・都市計画税の計算方法

課 税 標 準 額 × 税率 = 税額 (価格×70%)

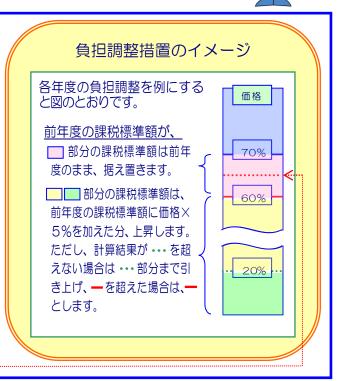
本来は、上記により、税額を算出しますが、 今年度の価格に対する前年度の課税標準額 の割合(負担水準)が、以下の場合の土地に ついては、課税標準額に次の調整をし、今年 度の課税標準額とします。

<負担調整措置> 負担水準は【^{前年度課税標準額} (%) 】で計算します。

- ① 負担水準が60%以上70%以下の場合
 - → 前年度課税標準額等に据え置きます。
- ② 負担水準が60%未満の場合
 - → 前年度課税標準額等 + (価格×5%) (②で計算した額が、

価格の 60%を上回る場合には価格の 60%相当額、 価格の 20%を下回る場合には価格の 20%相当額)

なお、東京 23 区内においては都税条例により負担水準の上限(課税限度額)を 65%とする減額措置を継続しています。



税額が前年度の 1.1 倍を超える土地に対する固定資産税・都市計画税の条例減額制度

今年度の固定資産税・都市計画税額が、前年度の税額に 1.1 倍を乗じた額を超える場合、その超える額を減額します(申告の必要はありません。)。実質的に、土地の税額が、前年度の 1.1 倍を超えないようになります(地積、利用状況等に変更がない場合)。

